

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。</p> <p>一方、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第12条第2項は、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>このようなことから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じて森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲及び能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網及び森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業等の実施の前提となる境界の明確化を促進する「森林境界の明確化」、<u>森林施業等の合意形成に必要な森林所有者を確認する「森林所有者の探索」</u>及び森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要な作業路網の改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域における活動（以下、「地域活動」という。）<u>に対して「森林整備地域活動支援対策」による支援を実施している。</u></p> <p>県としては、森林・林業基本法第27条において「国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるにつき、相協力する」と規定されていることを踏まえ、県の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、国の森林整備地域活動支援交付金と連携して、地域活動の確保を図るため、市町村を通じ国からの交付金と一体的に高知県森林整備地域活動支援交付金（以下、「県交付金」という。）の交付を行うものとする。</p> <p>第2 基本的事項</p> <p><u>高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱の別表第1に定める区分の内容ごとの基準等については、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>第3から第5（削除）</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、このままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じている。</p> <p>一方、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第12条第2項は、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定している。</p> <p>このようなことから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、国は都道府県及び市町村を通じて森林整備地域活動支援交付金を交付することにより、意欲及び能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網及び森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業等の実施の前提となる境界の確認を促進する「森林境界の明確化」及び森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な既存路網の簡易な改良等を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域における活動（以下「地域活動」という。）<u>の確保を図ることとされた。</u></p> <p>県としては、森林・林業基本法第27条において「国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるにつき、相協力する」と規定されていることを踏まえ、県の森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、国の森林整備地域活動支援交付金と連携して、地域活動の確保を図るため、市町村を通じ国からの交付金と一体的に高知県森林整備地域活動支援交付金（以下「県交付金」という。）の交付を行うものとする。</p> <p>第2 交付金の仕組み</p> <p><u>県は、県交付金の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において市町村長が別表第1に定める協定に基づき協定期間内を通じて地域活動を行った交付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）に対し市町村を通じ交付金を交付する。</u></p> <p><u>また、県交付金の交付等の適正かつ円滑な実施のため、市町村が行う推進事務（以下「推進事務事業」という。）に必要な経費を支出するものとする。</u></p> <p>第3 地域活動について</p> <p>地域活動は、次に定めるとおりとし、対象森林、交付対象者、協定、報告書等については、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>1 森林経営計画作成促進</p> <p>2 森林境界の明確化</p> <p><u>3 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備</u></p> <p><u>2 実施結果の確認</u></p> <p><u>市町村長は、地域活動の実施状況について別表第3に基づき確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、確認は、地域活動が実施された年度と同年度以内に行うものとする。</u></p> <p>第4 推進事務事業について</p> <p><u>1 推進事務事業の内容については、別表第4に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>2 実施手続</u></p> <p><u>市町村長は、推進事務事業を実施しようとするときは、実施計画を作成し、8号様式により、実施計画書を知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>第5 証拠書類の保管</p> <p><u>1 市町村長は、知事に対し行った交付金の交付申請に関する証拠書類並びに交付対象者に対する交付金の交付及び交付事業に要した経費の支出に関する証拠書類を交付金の交付及び経費の支出を完了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</u></p> <p><u>2 交付金の交付を受けた者は、会計経理を適正に行うとともに、交付金の交付に関する経理書類を交付金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</u></p> <p><u>3 保管する書類及び会計経理等については、別表第1に定めるものとする。</u></p>

別表第1

地域活動	事業内容	事業実施主体	備考
(1) 森林経営計画作成促進	市町村との協定に基づき行われる次の1から3までの地域活動 <u>1 情報の収集</u> 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類や現地踏査による、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定、その他森林経営計画作成に必要な情報の収集。 <u>2 森林調査</u> 施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査。 <u>3 合意形成活動（不在村森林所有者に対する合意形成活動を含む）</u> 森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計画案、施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動。	市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意をえるものとする。
(2) 森林境界の明確化	市町村との協定に基づき行われる次の1から5までの地域活動 <u>1 森林境界の測量</u> 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類による、区域の面積、森林所有者、境界の状況、その他境界の測量に必要な森林情報の収集。境界が不明瞭な森林で行う境界の測量及び合意形成。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報（電子データを含む）提供等。 <u>2 森林境界測量の精度向上</u> <u>1の測量において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量</u> <u>3 リモートセンシングデータ（以下「リモセン」という）を活用した森林境界の測量</u> <u>1の測量において、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報の収集。収集した情報の分析による境界の測量。</u> <u>4 森林境界案の作成</u> <u>レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界の確認に必要な情報の収集。</u> <u>境界推測図の作成及び地元精通者への確認。</u> <u>5 不在村森林所有者の現地立会</u> <u>不在村森林所有者による現地立会。</u>	市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施について、書面等により森林所有者等の同意をえるものとする。
(3) 森林所有者の探索	市町村長との協定に基づき行われる、所有者不明森林の所有者探索・確認の地域活動 <u>所有者が不明な森林について、戸籍、住民票、課税情報等の公的書類を活用して所有者を探索・確認する活動。</u>	市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき行われている次の地域活動 <u>作業路網の改良活動</u> <u>対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下、「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良など作業路網の簡易な改良活動。</u>	森林経営計画作成促進、森林境界の明確化に対する支援の協定に基づき地域活動を行う者及び市町村	

(1) 基本的事項

県交付金の対象となる森林（以下「対象森林」という。）において市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が交付金の交付対象となる上表の事業内容に掲げる地域活動等（以下「対象行為」という。）を行う場合に、以下の要件等により必要となる経費を交付するものとする。

(2) 細則

①対象森林

ア 森林経営活動作成促進

森林法第11条第5項の規定に基づき認定された森林経営計画（以下、「森林経営計画」という）の対象とされていない森林、森林経営計画の計画期間が終了した森林、当該年度に計画期間の最終日が属する年度又はその前年度である森林（以下、「計画期間の終了が見込まれる森林」という。）及び森林経営計画の対象とされている森林であって当該計画の計画期間内に間伐を実施しようとする森林であって、他の事業により森林の現況調査が既に実施されていない森林。

別表第1

対象行為	森林経営計画作成促進	森林境界の明確化	森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備
対象森林	森林経営計画の対象とされていない森林、森林経営計画の計画期間が終了した森林、計画期間の終了が見込まれる森林（当該年度が計画期間の最終日が属する年度又はその前年度である森林）並びに森林経営計画の対象とされている森林であって当該計画の計画期間内に計画を変更し間伐を実施しようとする森林とする。	地域森林計画の対象とする森林。	対象森林は、次の1から2のいずれかの森林とする。 <u>1 市町村長と「森林経営計画作成促進」の協定を締結した森林（平成29年度までに複数年にわたる「森林経営計画作成促進」の協定を締結した森林は協定終了まで対象とする。）</u> <u>2 市町村長と「森林境界の明確化」の協定を締結した森林（平成29年度までに複数年にわたる「森林境界の明確化」の協定を締結した森林は協定終了まで対象とする。）</u> ただし、森林境界の明確化の「ICTを活用した森林境界の測量」の森林は、原則として対象としない。
交付対象外森林	次の1から6までに掲げる森林は対象森林から除外する。 <u>1 国、県又は市町村が所有する森林</u> <u>2 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林</u> <u>3 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林</u> <u>4 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林</u> <u>5 他の事業により森林の現況調査が既に実施された森林</u>	次の1から6までに掲げる森林は対象森林から除外する。ただし、森林経営計画作成促進の地域活動と併せて当該地域活動を実施する場合の対象森林及び対象森林から除外する森林は、森林経営計画作成促進の対象森林に順ずる。 <u>1 国、県又は市町村が所有する森林</u> <u>2 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林</u> <u>3 分収林特別措置法第10条第2項に規定する森林整備法人が、同法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林</u> <u>4 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林</u> <u>5 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林</u> <u>6 既に境界が明瞭な森林</u>	
積算基礎森林	対象森林のうち、次の1又は2に該当する森林（既に、平成29年度において森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成14年3月29日付け13林政企第118号農林水産事務次官依命通知）の第4に定める「森林経営計画作成促進」及び第5に定める「施業集約化の促進」及び平成30年度から令和3年度までにおいて、（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）の別表1の「Iの2の1の（2）の①」に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く（ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは計画を変更して間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において、次の2に該当する森林に対して交付を受けた者と異なる者が交	対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。	対象森林のうち、次の1から2に該当する森林の面積とする。 <u>1 本実施要領に基づく「森林経営計画作成促進」の交付金の積算基礎森林</u> <u>2 本実施要領に基づく「森林境界の明確化」の交付金の積算基礎森林</u>

イ 森林境界の明確化

森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、境界が不明瞭な森林

ウ 森林所有者の探索

林地台帳、森林簿、登記簿を用いて所有者の確認を行った結果、所有者が確認できなかった森林

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（以下、「条件整備」という。）

市町村長と森林経営計画作成促進または森林境界の明確化の協定を締結した森林。ただし、森林境界の明確化のリモセン加算及び森林境界案の作成の森林は、原則として対象としない。

上記のアからエの対象森林のうち、次の（ア）から（オ）までに掲げる森林は対象森林から除外する。

（ア）国、県又は市町村が所有する森林

（イ）国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

（ウ）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

（エ）国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

（オ）「森林境界の明確化」においては、分収林特別措置法第10条第2項に規定する森林整備法人が、同法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

②協定

ア 協定は、3年間で限度として地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の（ア）から（キ）までの事項を記載するとともに、（ク）から（ケ）を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を添付するものとする。（市町村が実施する場合は実施計画書を協定に代えるものとする。）

（ア）市町村長と交付対象者が協定を締結する目的

（イ）協定を締結した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在、森林簿等の面積等

（ウ）協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付する旨

（エ）協定の期間

（オ）交付対象者が協定の全部又は一部を廃止又は変更をしようとする場合の手続

（カ）交付対象者は地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影した写真、地域活動に要した経費を証する書類等を整備する旨

（キ）その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市町村長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合にはその内容

（ク）「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき作成された森林計画図等に地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

（ケ）地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

なお、森林経営計画作成促進の対象森林において、森林境界の明確化の地域活動を実施する場合は、森林経営計画作成促進の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。

また、森林経営計画作成促進・森林境界の明確化に向けた条件整備の地域活動を実施する場合は、経営計画作成促進又は森林境界の明確化（森林境界の測量のうちリモセン加算及び森林境界案の作成に取り組む森林を除く。）の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。

イ 市町村長は、市町村内に所在する対象森林について、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、地域活動を行おうとする者と協定を締結するものとする。

③交付額及び交付単価等

ア 森林経営活動作成促進

（ア）交付額

ア 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（以下、「積算基礎森林」という。）の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。

イ 積算基礎森林の面積の算定方法

積算基礎森林の面積は、①のアの対象森林のうち、次の（a）又は（b）に該当する森林（既に、平成30年度から令和4年度までにおいて、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け30林政経第349号林野庁長官通知）の別表1のIの2の1の（2）の①に定める「森林経営計画作成促進」の積算基礎森林として計上されている森林を除く（ただし、計画期間の終了が見込まれる森林若しくは間伐を実施しようとする森林又は「森林経営計画作成促進」において、次の（b）に該当する森林に対して交付を受けた者と異なる者が交付を受ける場合にあってはこの限りではない。））面積の合計とする。

なお、不在村森林所有者に対する加算措置の適用を受ける場合は、合意形成活動を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。

（a）地域活動の実施により、森林経営計画を策定すること等について、書面により森林所有者等の合意が得られた森林

（b）（a）以外の森林であって、現況調査等を行い、その成果を市町村に提供した森林。

（イ）交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり

経営委託	28,500円（内訳：共同計画等+間伐促進）
共同計画等	6,000円
間伐促進	22,500円
不在村森林所有者加算	10,500円

（ウ）交付単価の適用

ア 経営委託の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林若しくは計画期間の終了が見込まれる森林であり、かつ森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林で、計画期間内に間伐を実施するもの（ただし、計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。）をいう。

イ 共同計画等の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林若し

	付を受ける場合にあってはこの限りではない。））面積の合計とする。 なお、不在村森林所有者に対する加算措置の適用を受ける場合は、「合意形成活動」、「森林の位置情報の確認」の対象行為を実施した不在村森林所有者の所有する森林面積とする。 1 地域活動の実施により、森林経営計画を策定すること等について、書面により森林所有者等の合意が得られた森林 2 1以外の森林であって、森林内に立ち入って現況調査等を行い、その成果を市町村に提供する森林。		
交付対象者	1 市町村長と締結する協定（以下「協定」という。）に基づき地域活動（森林経営計画作成促進）を行う者。 2 対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施等について書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。 3 市町村	1 市町村長と締結する協定（以下「協定」という。）に基づき地域活動（森林経営計画作成促進）を行う者。 2 対象森林の森林所有者と交付対象者が異なる場合であって、対象森林内において地域活動を行う場合においては、対象行為を行う前に対象行為の実施等について書面等により森林所有者等の同意を得るものとする。 3 市町村	1 市町村長と「森林経営計画作成促進」の協定、「森林協定の明確化」の協定に基づき地域活動（森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に限る）を行う者。 2 市町村
地域活動及びその具体的内容	1 森林情報の収集 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類や現地踏査により、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定、その他森林経営計画作成に必要な森林情報の収集 2 森林調査 施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査 3 合意形成活動（不在村森林所有に対する合意形成活動を含む） 森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計画案、施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動	1 森林境界の測量 森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類により、区域の面積、森林所有者、境界の状況、その他境界の測量に必要な森林情報の収集。境界が不明瞭な森林で行う境界の測量。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報提供。 2 森林境界測量の精度向上 1の測量において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量。地域活動により得られた情報の整理・保存・市町村への情報提供等。 3 ICTを活用した森林境界の測量 レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報の収集。収集した情報の分析により推定した「境界案」の作成。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報提供 4 不在村森林所有者の現地立会 不在村森林所有者による現地立会	協定に基づき、対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの既設の作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る改良活動
交付額及び交付単価	1 交付対象者への交付額は、協定に基づき対象森林内で行った対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に、1ヘクタール当たりの交付単価を乗じて得た額を上限額とする。 2 交付単価は、次のとおりとする。 （積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり） (1)経営委託 28,500円 (2)共同計画等 6,000円 (3)間伐促進 22,500円 (4)不在村森林所有者加算 10,500円	1 交付対象者への交付額は、協定に基づき対象森林内で行った対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に、1ヘクタール当たりの交付単価を乗じて得た額を上限額とする。 2 交付単価は、次のとおりとする。 （積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり） (1)森林境界の測量 33,750円 (2)精度向上加算 7,500円 (3)ICT加算 12,750円 (4)不在村森林所有者加算 9,750円	1 交付対象者への交付額は、協定に基づき対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの既設の作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る改良活動に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に、1ヘクタール当たりの交付単価を乗じて得た額を上限額とする。 2 交付単価は、次のとおりとする。

- くは計画期間の終了が見込まれる森林（経営委託の交付金の交付を受けた森林を除く。）をいう。
- c 間伐促進の交付単価を適用する森林とは、森林経営計画の対象森林であって当該計画の計画期間内において間伐を実施しようとする森林（ただし、計画期間内の間伐実施について書面により合意が得られるものに限る、当該計画の計画期間内に間伐を実施するものとして経営委託の交付金の交付を受けた森林を除く。）をいう。
- d 不在村森林所有者加算の交付単価を適用する森林とは、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なり、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね2時間以上を要する森林をいう。
- e aからcにおいて⑥のaに基づき当該交付金が返還された森林については、当該交付金は交付されなかったものとみなす。

イ 森林境界の明確化

(ア) 交付額

- a 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、交付金の積算基礎となる森林（以下、「積算基礎森林」という。）の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。
- b 積算基礎森林の面積の算定方法
積算基礎森林の面積は、①のイの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。
なお、不在村森林所有者加算の適用を受ける場合は、合意形成活動及び現地立会を実施した不在村森林所有者の所有する森林が積算基礎森林の面積となる。ただし、森林境界案の作成に取り組む森林を除く。

(イ) 交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり

森林境界の測量	33,750円
精度向上加算	7,500円
リモセン加算	12,750円
不在村森林所有者加算	9,750円
森林境界案の作成	30,000円

(ウ) 交付単価の適用

- a 精度向上加算の対象は、森林境界の測量を行う森林のうち、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。ただし、リモセン加算との併用適用はできないものとする。
- b リモセン加算の対象は、森林境界の測量を行う森林のうち境界を確認するためにレーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他必要な情報を収集・分析し、境界を確定（書面により合意形成を行っていること。）する森林をいう。
なお、精度向上加算との併用適用はできないものとする。
- c 不在村森林所有者加算の対象は、③のアの（ウ）のdに準ずる。
- d ③のアの不在村森林所有者加算を適用する森林は、③のイの不在村森林所有者加算は適用しないものとする。
- e 森林境界案の作成の対象は、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報を収集・分析を行い、境界推測図の作成及び地元精通者（第三者）の確認を行う森林をいう。

ウ 森林所有者の探索

(ア) 交付額

- a 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。
- b 積算基礎森林の面積の算定方法
積算基礎森林の面積は、①のウの対象森林のうち、対象行為が実施された森林の面積の合計とする。

(イ) 交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり3,750円とする。

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

(ア) 交付額

- a 交付額は、対象行為に要した額とする。ただし、積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額を超えてはならないものとする。
- b 積算基礎森林の面積の算定方法
積算基礎森林の面積は、①のa又はイの対象森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林の面積とする。

(イ) 交付単価

積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり30,000円とする。

④推進事務

ア 推進事務

(ア) 市町村推進事務

市町村、は以下の事務を行う。

a 推進等

- (a) 地域説明会の開催：①から③までの交付金の概要及び協定の締結に必要な事項について、森林所有者等を対象に説明会を実施する。
- (b) 協定の作成指導：協定の締結が円滑に行われるよう、森林所有者等を対象に協定の締結に必要な事務等について指導する。
- (c) 現地指導、現地調査等交付金の交付に必要な事務

b 確認事務

交付金の交付に当たっては別表第1の「森林経営活動作成促進」「森林境界の明確化」「森林所有者の探索」の実施結果については、次の(a)により確認し、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の対象行為の実施結果については、次の(a)から(c)により確認する。

- (a) 書類審査：書類審査は、対象行為の実施結果、実施状況及び対象行為に要した経費を確認するための書類等に基づき、対象行為が確実に実施されていることを確認する。
- (b) 現地確認計画の策定等：現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。

i 現地確認計画の策定

市町村は、対象行為の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について具体的な計画を策定する。

ii 確認野帳の作成

	<p>3 交付単価の適用</p> <p>(1) 経営委託とは、森林経営計画作成のために森林経営委託契約を締結した森林であって、計画期間内に間伐を実施するもの（ただし、計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。）をいう。</p> <p>(2) 共同計画等とは、経営委託以外の森林をいう。</p> <p>(3) 間伐促進とは、森林経営計画の対象森林であって当該計画の計画期間内において計画を変更し間伐を実施しようとする森林（ただし、経営委託以外の森林で計画期間内の間伐実施について書面等により合意が得られているものに限る。この場合において、当該交付金が返還された森林については、当該交付金は交付されなかったものとみなす。）をいう。</p> <p>(4) 不在村森林所有者加算とは、経営委託、共同計画等及び間伐促進と併せて不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に加算する。</p> <p>(5) 不在村森林所有者加算の対象は、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なり、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね2時間以上を要する森林の所有者とする。</p>	<p>3 交付単価の適用</p> <p>(1) 精度向上加算の対象は、2の(1)の森林境界の測量を行う森林のうち、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。 なお、2の(3)との併用適用はできないものとする。</p> <p>(2) ICT加算の対象は、2の(1)の森林境界の測量を行う森林のうち境界を確認するためにレーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳地図等必要な情報を収集・解析し、境界を確定（作成した境界案について書面により合意形成を行っていること。）する森林をいう。 なお、2の(2)との併用適用はできないものとする。</p> <p>(3) 不在村森林所有者加算とは不在村森林所有者が現地立会を行った場合に2の(1)に加算する。</p> <p>(4) 不在村森林所有者加算の対象は、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なり、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね60km以上離れている又は一般乗合旅客自動車により概ね2時間以上を要する森林の所有者とする。</p>	<p>（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）</p> <p>作業路網の改良 30,000円</p>
<p>市町村との協定（又は実施計画書）及びその内容</p>	<p>1 協定は、3年間を限度として地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の(1)から(6)までの事項を明示して行うものとする。</p> <p>(1) 目的 市町村長と交付対象者が協定を締結する目的について記載</p> <p>(2) 協定の対象とする森林 市町村長と協定を締結した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在、森林簿等の面積等を記載</p> <p>(3) 交付金の交付の要件等 市町村長は、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付することを記載。その他、本実施要領別表の「森林経営計画作成促進」の規定に基づく旨を記載</p> <p>(4) 協定の期間について記載</p> <p>(5) 協定の全部又は一部を廃止又は変更の方法 交付対象者が協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合の手続を記載</p> <p>(6) その他協定の実施に必要な事項 ア 交付対象者は、地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影</p>	<p>1 協定は、3年間を限度として地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の(1)から(6)までの事項を明示して行うものとする。</p> <p>(1) 目的 市町村長と交付対象者が協定を締結する目的について記載</p> <p>(2) 協定の対象とする森林 市町村長と協定を締結した交付対象者が地域活動を行おうとする森林の所在、森林簿等の面積等を記載</p> <p>(3) 交付金の交付の要件等 市町村長は、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付することを記載。その他、本実施要領別表の「森林境界の明確化」の規定に基づく旨を記載</p> <p>(4) 協定の期間について記載</p> <p>(5) 協定の全部又は一部を廃止又は変更の方法 交付対象者が協定の全部又は一部を廃止又は変更しようとする場合の手続を記載</p> <p>(6) その他協定の実施に必要な事項 ア 交付対象者は、地域活動の実施状況を示す出役簿、作業日誌等の書類、対象行為の実施状況を撮影</p>	<p>「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」の協定において、次の(1)及び(2)の事項を明示して行うものとする。</p> <p>(1) 目的 市町村長と交付対象者が協定を締結する目的について記載</p> <p>(2) 交付金の交付の要件等 対象行為の実施や交付金の交付に当たっては、協定に基づき適正に地域活動が実施されたと認められる場合には、交付対象者に交付金を交付すること並びに本要領別表の「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の規定に基づく旨を記載。</p>

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、対象行為の現地確認に必要な事項を記載した確認野帳(別紙様式第1)を作成する。

iii 標示票の作成及び標示票の配布

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、標示票(別紙様式第2)を作成し、事前に該当する交付対象者に配布する。

(c) 現地確認：現地確認は、以下のとおり行う。

i 交付対象者への通知書の送付

(i) 市町村は、現地確認の実施に当たって、現地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者にあらかじめ通知書(別紙様式第3)により連絡する。

(ii) 交付対象者は、現地確認日前に、標示票に必要な事項を記入の上、現地に標示票を掲示するものとする。

ii 現地確認の方法

(i) 現地確認は、協定ごとに、掲示された標示票に基づいて、所要の事項を確認するとともに、現地において対象行為の実施状況の確認を行うものとする。

(ii) 現地確認に当たっては、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断される場合は、交付対象者の立会を求められることができる。

(iii) 現地確認者は、交付対象者が現地確認内容を認知できるように、掲示された標示票に現地確認日、確認野帳に交付の適否等を記入する。

c 交付事務：市町村は、交付対象者(交付金を代理により受領する者がいる場合にあつては、その者)への交付額等を記載した交付金支払調書(別紙様式第4)を作成する。

イ 実施手続

推進事務を実施しようとするときは、「別紙様式第5」を作成し、知事に提出しなければならない。

⑤報告書

ア 報告書の提出

交付対象者は、対象行為及び森林経営計画策定又は間伐の実施状況について、以下の(ア)及び(イ)により報告書を作成し市町村長に提出するものとする。

(ア) 交付対象者は、森林整備地域活動支援対策の対象行為の実施状況報告書を次のaからdにより当該対象行為の終了後に市町村長が定めた期日までに提出するものとする。

a 森林経営計画作成促進の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「対象行為の実施状況報告書(別紙様式第6)」により市町村長へ報告するものとする。

b 森林境界の明確化の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「対象行為の実施状況報告書(別紙様式第8)」により市町村長へ報告するものとする。なお、測量成果(電子データ等による測量成果を含む)も添付するものとする。

c 森林所有者の探索の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第9」により市町村長へ報告するものとする。

d 条件整備の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第10」により市町村長へ報告するものとする。

(イ) 交付対象者は、①のアの森林経営計画策定又は間伐の実施状況に関する報告書を、「別紙様式第7」により市町村長に提出するものとする。報告書の提出は、「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度末及び森林経営計画認定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日を提出期限とする。

この場合において、交付対象者は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに市町村長へ提出するものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とすることとする。

なお、森林経営計画策定又は間伐の実施結果が、「対象行為の実施状況報告書」の内容と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

イ 報告書の取扱い

市町村長は、交付対象者から提出された報告書等に記載された事項について、林地台帳に反映するとともに、交付対象者から提出された報告書を知事に提供するものとする。

ウ 実施結果の確認

(ア) 市町村長は、対象行為の実施結果及び対象行為に要した経費等について確認する。対象行為の実施結果の確認については、アに基づき提出された報告書の書類審査により確認する。

(イ) 確認事務、確認体制等については、④のアの(イ)のbに準ずる。

(ウ) 実施結果の確認

a 市町村長は、対象行為の実施結果について別記1により確認するものとする。

b アに基づき提出された報告書の確認は、原則として、報告書が提出された年度内に行うものとする。

エ 報告書の提供等

市町村長は、アに基づき提出された報告書等の内容について、以下の(ア)又は(イ)若しくは(ア)及び(イ)により、その提供を求める者に提供することができる。

(ア) ③のアの(ア)のbの(b)により提供された成果について、市町村長と協定等を締結して森林経営計画作成促進として施業の集約化に取り組む者に対して提供する場合。なお、森林経営計画が策定されたこと認められる場合には、当該報告書の内容の提供を行わないものとする。

(イ) アの(ア)のbにより報告された成果について、市町村長との協定等を締結して森林経営計画を策定する者に対して提供する場合。

⑥事業の中止及び返還等

ア 事業の中止及び返還

市町村長は、交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合、及び次の(ア)、(イ)に該当する場合には、交付した交付金の一部若しくは全額について、協定締結年度に遡って返還等の措置を講じるものとする。

(ア) 森林経営計画作成促進

	<p>した写真、地域活動に要した経費を証する書類等を整備することを記載</p> <p>イ その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市町村長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合には、その内容を記載</p> <p>2 市町村長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、当該市町村内に所在する対象森林につき、地域活動を行うとする者と協定を締結するものとする。</p>	<p>した写真、地域活動に要した経費を証する書類等を整備することを記載</p> <p>イ その他、地域活動の推進や交付金の交付に当たって市町村長と交付対象者が特に定めておくべき事項がある場合には、その内容を記載</p> <p>2 市町村長は、協定の内容が適正なものであり、かつ、地域における森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図る上で交付金の交付が必要と認める場合には、当該市町村内に所在する対象森林につき、地域活動を行うとする者と協定を締結するものとする。</p>	
--	--	--	--

対象行為	森林経営計画作成促進	森林境界の明確化	森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備
協定書の附属書類	<p>次の1及び2を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を付するものとする。(市町村が実施する場合は実施計画書を協定に代えるものとする。)</p> <p>1 森林計画図等を基に作成した、交付対象者が地域活動を行うとする森林の所在を明示した図面</p> <p>2 1の交付対象者が地域活動を行うとする森林ごとの地域活動の実施予定時期</p>	<p>次の1及び2を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を付するものとする。(市町村が実施する場合は実施計画書を協定にかえるものとする。)</p> <p>1 森林計画図等を基に作成した、交付対象者が地域活動を行うとする森林の所在を明示した図面</p> <p>2 1の交付対象者が地域活動を行うとする森林ごとの地域活動の実施予定時期</p>	<p>次の1及び2を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を付するものとする。(市町村が実施する場合は実施計画書を協定にかえるものとする。)</p> <p>1 森林計画図等を基に作成した、交付対象者が地域活動を行うとする森林の所在を明示した図面</p> <p>2 1の交付対象者が地域活動を行うとする森林ごとの地域活動の実施予定時期</p>
実施状況報告書	<p>1 交付対象者は、協定に基づき実施した「対象行為の実施状況報告書(1号様式)」を当該対象行為を実施した年度内の市町村長が定めた期日までに提出する。</p> <p>2 交付対象者と当該対象行為が実施された森林の森林所有者が異なる場合にあっては、当該森林所有者に対しても、求めに応じて当該報告書を提出する。</p> <p>3 交付対象者は、「施業等の実施状況報告書(1号様式の2)」を「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度末及び森林経営計画認定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日までに提出する。</p> <p>4 交付対象者は、森林経営計画の策定後においては、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに市町村長へ提出する。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とする。</p> <p>5 平成29年3月31日付け28林整森第328号農林水産事務次官依命通知による森林整備地域活動支援交付金実施要領(以下「29年改正通知」という。)に基づいて事業実施した交付対象者は3に準ずる。</p>	<p>交付対象者は、協定に基づき実施した「対象行為の実施状況報告書(2号様式)」(測量を実施した場合はその成果(電子データ等による測量成果を含む)を含む。以下「実施状況報告書等」という。)を当該対象行為を実施した年度内の市町村長が定めた期日までに提出する。</p>	<p>交付対象者は、協定に基づき実施した「対象行為の実施状況報告書(3号様式)」を当該対象行為を実施した年度内の市町村長が定めた期日までに提出する。</p>

- a 原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合
 - b 作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合
 - c 交付対象者が森林経営計画の認定の取消しを受けた場合
- (イ) 条件整備
協定に基づく地域活動終了後に、(ア) のa又はcに該当し、積算基礎森林が減少した場合。ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。

イ 返還の免責

市町村長は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、翌年度までの森林経営計画策定や、計画期間内の間伐が行われなかった場合（「対象行為の実施状況報告書」と「施業等の実施状況報告書」の実施結果が異なる場合も含む。）は、その理由、経緯について、その他の免除理由についても必要十分な説明書面を添えるものとする。市町村長は、必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこと及び検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。市町村長は、交付金の返還の要否の判断については、書面により交付対象者に通知するものとする。

- 以下の(ア) から(キ) までに掲げる場合には、市町村長は交付金の返還を免除することができる。
- (ア) 公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合
- (イ) 公用又はは公共用を目的として対象森林が転用されたことに伴い森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条に定める基準に適合しなくなったため森林経営計画等の認定の取消しを受けた場合
- (ウ) 対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）
- (エ) 交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合
- (オ) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合
- (カ) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合
- (キ) 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合

ウ 返還の手続

- (ア) 市町村長は、アに該当する場合には、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。
- (イ) 市町村は、返還された交付額のうち都道府県から交付された額を都道府県に返還するものとする。
- (ウ) 都道府県は、返還された交付額のうち国から交付された額を国に返還するものとする（平成27年4月9日以降に国から交付された交付金に限る。）。

⑦交付金の会計経理

ア 証拠書類の保管

- (ア) 補助事業者等は補助事業等の収入及び支出について、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類等を補助事業等の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (イ) 市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。
 - a 市町村
 - (a) 予算書及び決算書
 - (b) 都道府県知事に対して行った交付金及び推進事務費の交付申請から実績報告に至るまでの関係書類
 - (c) 協定書
 - (d) その他交付金及び推進事務費に関する書類
 - b 交付金の交付を受けた者
 - (a) 協定書
 - (b) 交付金の受け取りを示す受領書
 - (c) 対象行為の実施に係る経費を示す領収書
 - (d) 地域活動の実施状況を示す出役関係書類
 - (e) その他金銭の出納を示す帳簿

<p>実施状況報告書の添付書類</p>	<p>「対象行為の実施状況報告書」 1 同意書の写し（又は同意を確認できる書類） 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し 3 森林情報の収集活動結果（現況調査等をしたもの）</p> <p>「施業等の実施状況報告書」 1 森林経営計画認定書の写し 2 経営委託による施業等の実績（森林整備事業補助金申請書等の写し） 3 その他（現況調査資料等） 4 1及び2の計画内容の変更（未達成）及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添える。 5 1及び3の施業内容の変更（未達成）及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添える。</p>	<p>「対象行為の実施状況報告書」 1 同意書の写し（又は同意を確認できる書類） 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し 3 測量成果（電子データ等）</p>	<p>「対象行為の実施状況報告書」 対象行為の委託等に係る契約書の写し</p>
<p>実施状況報告書の提供等</p>	<p>1 市町村長は、交付対象者から提出された実施状況報告書に記載された事項について、林地台帳に反映するとともに、実施状況報告書を知事に提供するものとする。 2 知事は、市町村長から提供された実施状況報告書に記載された事項について、森林簿等への反映に努めるものとする。 3 市町村長は、地域活動の実施により森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者等の合意が得られた森林以外の森林であって、森林内に立ち入って現況調査等を行い、その成果を市町村に提供する森林について、市町村長と協定を締結して森林経営計画を策定する者、又は森林施業の集約化に取り組む者に対して、調査結果を提供することができるものとする。 4 市町村長は、提出された実施状況報告書のうち、3に係る対象森林につき、森林経営計画が策定されたと認める場合には、当該報告書の提供を行わないものとする。</p>	<p>1 市町村長は、交付対象者から提出された実施状況報告書に記載された事項について、林地台帳に反映するとともに、実施状況報告書を知事に提供するものとする。 2 知事は、市町村長から提供された実施状況報告書に記載された事項について、森林簿等への反映に努めるものとする。</p>	<p>1 市町村長は、交付対象者から提出された実施状況報告書に記載された事項について、林地台帳に反映するとともに、実施状況報告書を知事に提供するものとする。 2 知事は、市町村長から提供された実施状況報告書に記載された事項について、森林簿等への反映に努めるものとする。</p>
<p>交付金の返還</p>	<p>1 協定を廃止した場合の措置 市町村長は、交付対象者が協定の全部又は一部が廃止された場合にあつては、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。 2 協定違反となる場合の措置 市町村長は、交付対象者が実施結果を踏まえた報告書について虚偽の報告をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。 3 森林経営計画が策定されなかった</p>	<p>1 協定を廃止した場合の措置 市町村長は、交付対象者が協定の全部又は一部が廃止された場合にあつては、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。 2 協定違反となる場合の措置 市町村長は、交付対象者が実施結果を踏まえた報告書について虚偽の報告をした場合には、対象森林について交付した交付金を協定締結年度に遡って返還させるものとする。 3 29年改正通知に基づく交付対象と</p>	<p>1 協定に基づく地域活動を実施しなかった場合の措置 市町村長は、「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」の協定に基づく地域活動が協定の期間中に実施されなかった場合にあつては、交付した交付金を返還させるものとする。 2 協定の全部又は一部を廃止した場合の措置 市町村長は、交付対象者の申出により「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」の協定の全部又は二</p>

	<p>場合の措置</p> <p>市町村長は、原則として報告書の提出の翌年度までに森林経営計画が策定されなかった場合においては、当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。</p> <p>4 森林経営計画に基づく施業が実施されなかった場合の措置</p> <p>市町村長は、交付対象者が作成された森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合においては、当該森林について交付した交付金を返還させるものとする。</p> <p>5 29年改正通知に基づく交付対象となつた者の交付金の返還については、1から4に準ずる。</p>	<p>なつた者の交付金の返還については、1から2に準ずる。</p>	<p>部が廃止された場合にあつては対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。</p> <p>3 協定を変更した場合の措置</p> <p>市町村長は、積算基礎森林が減少し、協定が変更された場合にあつては当該減少した積算基礎森林について交付した交付金を返還させるものとする。ただし、当該減少した積算基礎森林が交付対象者以外の作成する森林経営計画への移行に伴うものである場合は、交付金の返還を求めないものとする。</p> <p>4 協定違反となる場合の措置</p> <p>市町村長は、交付対象者が森林経営計画の認定の取消しを受けた場合にあつては、対象森林について交付した交付金を返還させるものとする。</p> <p>5 協定の期間終了後に森林経営計画の取消し等があつた場合の措置</p> <p>市町村長は、協定の期間終了後に、協定に係る森林経営計画等の認定が取り消された場合、又は積算基礎森林が減少した場合（森林経営計画等の計画期間内に限る。）には、3又は4に準じて、交付した交付金を返還させるものとする。</p> <p>6 29年改正通知に基づく交付対象となつた者の交付金の返還については、1から5に準ずる。</p>
<p>交付金の返還免除</p>	<p>1 市町村長は、交付金の返還を求める交付対象者から、交付金の返還免除を求める書面による申請がなされた場合に限り交付金の返還免除を行えるものとする。免除を求める書面には、その理由、経緯についてその他の免除理由についても必要十分な説明書面を添えるものとする。</p> <p>市町村長は必要に応じて免除申請した交付対象者に説明資料の補正を求める等、交付金の返還の要否について十分な検討を行うこと及び検討に必要な根拠資料を交付対象者から提出させ返還の要否を判断するものとする。</p> <p>市町村長は交付金の返還の要否の判断については、書面により交付対象者に通知するものとする。</p> <p>以下の①から⑥の場合は、市町村長は交付金の返還を免除することができる。</p> <p>① 対象森林が転用されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合であつて、当該転用が公用又は公共用を目的としている場合</p> <p>② 公用又は公共用を目的として対象森林が転用されたために森林法施行令（昭和26年政令第276号）第3条に定める基準に適合しなくなったために森林経営計画等の認定の取消しを受けた場合</p> <p>③ 対象森林の森林所有者等が変更されたことに伴い協定の全部又は一部が廃止された場合（交付対象者が対象森林の森林所有者等と異なる場合に限る。）</p> <p>④ 交付対象者が死亡したこと等に伴い協定の全部又は一部が廃止された場合</p> <p>⑤ 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により地域活動が実施できなくなった結果、協定の全部又は一部が廃止された場合</p> <p>⑥ 自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画が策定されなかった場合</p> <p>⑦ 「森林経営計画作成促進」の経営委託の交付単価が適用された森林において、自然災害その他交付対象者の責に帰さない理由により森林経営計画の計画期間内に間伐が実施されなかった場合</p> <p>2 29年改正通知に基づいて交付対象となつた者の交付金の返還の免除は1に準ずる。</p>		
<p>返還手続</p>	<p>1 市町村長は、交付金の返還の1から4のいずれかの場合に該当するときは、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めることとする。</p> <p>2 市町村は、返還された交付額のうち県から交付された額を県に返還するものとする。</p>	<p>1 市町村長は、交付金の返還の1から2のいずれかの場合に該当するときは、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めることとする。</p> <p>2 市町村は、返還された交付額のうち県から交付された額を県に返還するものとする。</p>	<p>1 市町村長は、交付金の返還の1から5のいずれかの場合に該当するときは、交付対象者にその旨を速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めることとする。</p> <p>2 市町村は、返還された交付額のうち県から交付された額を県に返還するものとする。</p>
<p>交付金の会計経理</p>	<p>1 補助事業者等は補助事業等の収入及び支出について、交付金の交付申請の基礎となつた証拠書類及び交付に関する証拠書類等を補助事業等の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p>		

(削除)

	<p>2 市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。</p> <p>(1) 市町村</p> <p>ア 予算書及び決算書</p> <p>イ 知事に対して行った交付金及び推進事務費の交付申請から実績報告に至るまでの関係書類</p> <p>ウ 協定書</p> <p>エ その他交付金及び推進事務費に関する書類</p> <p>(2) 交付金の交付を受けた者</p> <p>ア 協定書</p> <p>イ 交付金の受け取りを示す受領書</p> <p>ウ 対象行の実施に係る経費を示す領収書</p> <p>エ 地域活動の実施状況を示す出役関係書類</p> <p>オ その他金銭の出納を示す帳簿</p>
--	---

別表第2

対象行為	地域活動	具体的内容
森林経営計画作成促進	森林情報の収集	森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類や現地踏査により、区域の面積、林齢、林種、成立本数、平均胸高直径、平均傾斜角、傾斜方向、森林所有者、境界の状況、林道からの距離、作業道の有無、作業道の開設予定、その他森林経営計画作成に必要な森林情報の収集
	森林調査	施業予定森林で行う、伐採木の樹高、胸高直径、樹種等の調査、路網の線形調査その他の施業量又は施業方法の決定に係る調査
	合意形成活動	森林所有者その他関係者への説明会の開催、戸別訪問による合意形成、森林経営計画案、施業提案書等説明資料の作成、長期経営委託契約の締結その他森林経営計画の策定及び計画期間内の施業実施に係る合意の取り付けに必要な活動
森林境界の明確化	森林境界の測量	森林簿、森林計画図、登記簿その他の書類により、区域の面積、森林所有者、境界の状況、その他境界の測量に必要な森林情報の収集。境界が不明瞭な森林で行う境界の測量。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報提供
	森林境界測量の精度向上	森林境界の測量において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合する測量。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報提供等
	ICTを活用した森林境界の測量	レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報の収集。収集した情報の分析により推定した「境界案」の作成。地域活動により得られた情報の整理・保存、市町村への情報提供
	不在村森林所有者の現地立会	不在村森林所有者による現地立会
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	作業路網の改良活動	対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法により改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る改良活動

別表第3

対象行為の確認方法

対象行為	確認方法
森林経営計画作成促進	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書で確認
森林境界の明確化	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
(新設)	(新設)

別記1

対象行為の実施状況の確認について

対象行為に係る確認方法は、次に掲げるとおりとする。

対象行為	確認方法
森林経営計画作成促進	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書で確認
森林境界の明確化	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認
森林所有者の探索	(書類審査) 対象行為の実施状況を踏まえた報告書等で確認

森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	(現地確認) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況等の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施状況の報告書で確認。
---------------------------	---

(削除)

森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	(現地確認) 路盤補強、排水施設や土留の設置などの改良活動状況等の現地確認 (書類審査) 対象行為の実施状況の報告書で確認。
---------------------------	---

別表第4

高知県森林整備地域活動支援交付金（推進事務事業）

交付金額	地域活動に要した交付金の総額の2パーセントを基準に、交付実績及び説明会の開催等を勘案し、調整した額とする。
対象行為は、下記に基づき市町村が行う事務	
推進事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域説明会の開催 交付金の概要及び協定の締結に必要な事項について、対象森林の森林所有者等を対象に説明会を実施する。 2 協定の作成指導 協定の締結が円滑に行われるよう、森林所有者等を対象に協定の締結に必要な事務等について指導する。 3 推進事務の実施に必要な現地指導、現地調査等交付金の交付に必要な事務
確認事務	<p>「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」の対象行為の実施結果及び対象行為に要した経費について、下記の1により確認し、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の対象行為の実施状況及び対象行為に要した経費について、下記の1から3までにより確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 書類審査 対象行為の実施結果、実施状況及び対象行為に要した経費を確認するための書類等に基づき、対象行為が確実に実施されていることを確認する。 注：書類審査は、全ての地域活動で実施する。 2 現地確認計画の策定等 現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現地確認計画の策定 市町村は、毎年度、対象行為の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について具体的な計画を策定する。 (2) 確認野帳の作成 市町村は、現地確認を円滑に実施するため、対象行為の現地確認に必要な事項を記載した確認野帳(4号様式)を作成する。 (3) 標示票の作成及び標示票の配布 市町村は、現地確認を円滑に実施するため、標示票(5号様式)を作成し、事前に該当する交付対象者に配布する。 3 現地確認 現地確認は、以下のとおり行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付対象者への通知書の送付 ア 現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時、確認の方法等について、交付対象者にあらかじめ通知書(6号様式)により連絡する。 イ 交付対象者は、現地確認日前に、標示票に必要な事項を記入の上、現地に標示票を掲示するものとする。 (2) 現地確認の方法 ア 現地確認は、協定ごとに、掲示された標示票に基づいて、所要の事項を確認するとともに、現地において対象行為の実施状況の確認を行うものとする。 イ 現地確認に当たっては、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断される場合は、交付対象者の立会を求めることができる。 ウ 現地確認者は、交付対象者が現地確認内容を認知できるように、掲示された標示票に現地確認日、確認野帳に交付の適否等を記入する。
交付事務	市町村は、交付対象者(交付金を代理により受領する者がいる場合にあっては、その者)への交付額を記載した支払調書(7号様式)を作成する。

1号様式の2(第3関係 別表第1「実施状況報告書」)

令和 年 月 日

市町村長 様

交付対象者(協定の代表者)

施業等の実施状況報告書の提出について

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領第3の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書
- 2 森林経営計画認定書の写し
- 3 経営委託による施業等の実績(森林整備事業補助金申請書の写し)
- 4 その他(現況調査資料等)
- 5 1及び2の計画内容の変更(未達成)及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。
- 6 1及び3の施業内容の変更(未達成)及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

(※5、6については、必要に応じて添付)

「森林経営計画作成促進」実施状況報告書

1 実施期間:令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2 実施者名:〇〇〇〇(協定の代表者)

3 積算基礎森林面積

(1) 森林経営計画の合意形成が図られた森林一覧

ア 経営委託

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	森林経営計画の策定予定時期	備考
計					

イ 共同計画等

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	森林経営計画の策定予定時期	備考
計					

ウ 間伐促進等

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	森林経営計画の策定予定時期	備考
計					

(2) 成果を提供する森林一覧

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	備考

7 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	



活動 番号	日付
活動内容	



活動 番号	日付
活動内容	



別紙様式第2

令和 年度 森林整備地域活動支援対策交付金対象森林 標示票			
林小班または地番		実施日	令和 年 月 日
対 象 行 為			
現地確認日 令和 年 月 日			
現地確認者 現地立会者			

2号様式(第3関係 別表第1「実施状況報告書」)

令和 年 月 日

市町村長 様

交付対象者(協定の代表者)

対象行為の実施状況報告書の提出について

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領第3の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

「森林境界の明確化」実施状況報告書

1 実施期間:令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2 実施者名:〇〇〇〇(協定の代表者)

3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積(ha)	加算措置			測量延長 —(m)	備 考
				精度向上	リモセン	不在村		
計								

(注) 「加算措置」のうち「精度向上」とは実施要領第3の別表第1「交付額及び交付単価」2の(2)に定める交付単価を適用した森林面積、「リモセン」とは実施要領第3の別表第1「交付額及び交付単価」2の(3)に定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは実施要領第3の別表第1「交付額及び交付単価」2の(4)に定める交付単価の加算を適用した森林面積。

4 実行経費内訳報告書

区 分	金額 (円)	備 考
①人件費		
②交通運搬費		
③物品費		
④委託費		
⑤その他		
合 計		

(注) 区分については適宜追加してください。

5 対象森林等位置図

No.

(注) 対象行為の実施箇所を記入。実施箇所については、別途、成果を記した図面を添付する。

6 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

(注)1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「境界の測量」、「精度向上による測量」、「リモセンによる測量」、「森林境界案の作成」等を記載してください。

7 地域活動状況写真整理

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

活動 番号	日付
活動内容	

別紙様式第3

番 号
年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 様

市 町 村 長

森林整備地域活動支援対策交付金現地調査及び現地確認事前通知書

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、対象行為の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。

また、当該確認日には、森林整備地域活動支援対策交付金対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。

（なお、当該確認に際しては、立会方お願いします。）

（注）（ ）は、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会を必要とする場合に付すこと。

記

1 現地確認の日時

令和 年 月 日 時

2 現地確認者

3 現地確認場所

区 分	林 小 班 又 は 地 番	備 考
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備		

（注）「備考」欄は、当該対象行為を行った交付対象者の氏名を記入する。

4 現地確認の方法

現地確認者が、現場に掲示された標示票により、協定の対象行為を確認し、現場において、対象行為の実施状況の報告に基づき報告された対象行為が実施されているかの確認を行います。なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存します。

3号様式(第3関係 別表第1「実施状況報告書」)

令和 年 月 日

市町村長 様

交付対象者(協定の代表者)

対象行為の実施状況報告書の提出について

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領第3の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

記

1 「森林所有者の探索」実施状況報告書

2 対象行為の委託等に係る契約書の写し

3 探索で収集した資料の写し等

「森林所有者の探索」実施状況報告書

1 実施期間:令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2 実施者名:〇〇〇〇(協定の代表者)

3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積(ha)	確認資料	確知の状況	確知の状況
計						

(注) 1 「所有者名」欄は確認後の指名を記入してください。

2 「確認資料」欄には、探索として収集した資料「戸籍」、「住民票」、「課税台帳」を記載してください。

3 「確知の状況」欄には、確知した場合は「確知」、確知しなかった場合は「不明」と記入してください。

4 実行経費内訳報告書

区 分	金額 (円)	備 考
①人件費		
②交通運搬費		
③物品費		
④委託費		
⑤その他		
合 計		

(注) 区分については適宜追加してください。

5 対象森林等位置図

No.

対象森林
所有者が確知した箇所
所有者が確知できなかった箇所

(注) 対象行為の実施箇所を記入。実施箇所については、別途、成果を記した図面を添付する。

6 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

(注)1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「DMによる確認」、「所在地への訪問」等、活動内容を記載してください。

別紙様式第4

交 付 金 支 払 調 書

1 交付金交付日

2 「森林経営計画作成促進」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入すること。

3 「森林境界の明確化」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付 を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する

4号様式(第3関係 別表第1「実施状況報告書」)

令和 年 月 日

市町村長 様

交付対象者(協定の代表者)

対象行為の実施状況報告書の提出について

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領第3の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の書類を添えて報告します。

記

1 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書

2 対象行為の委託等に係る契約書の写し

4 「森林所有者の探索」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する

5 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
h a

(2) 交付額

交付金の交付を受ける者	交付額	振込先	摘要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記入する

「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書

1 実施期間:令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2 実施者名:〇〇〇〇(協定の代表者)

3 対象行為等実施状況

番号	日付	活動	対象行為の 実施箇所	対象行為の 具体的内容	対象行為の 実施者	備考
計						

(注)1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「簡易な側溝の設置」、「路盤補強」等を記載してください。

4 実行経費内訳報告書

区 分	金額 (円)	備 考
①人件費		
②交通運搬費		
③物品費		
④委託費		
⑤その他		
合 計		

5 対象森林等位置図

No.

--

対象森林
作業路網の改良活動 を行った箇所

6 地域活動状況写真整理

活動 番号	日付
活動内容	

--

活動 番号	日付
活動内容	

--

活動 番号	日付
活動内容	

--

(別紙)

森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画書

(市町村推進事務分)

1 森林整備地域活動支援対策交付金推進事務実施計画（実績）の概要

別表記載のとおり。

2 推進計画

地域説明会の開催計画

<u>開催時期</u>	<u>説明内容</u>	<u>備考</u>

3 確認計画

(1)書類審査計画

① 「森林経営計画作成促進」に係るもの

<u>協定数</u>	<u>審査件数</u>	<u>備考</u>

② 「森林境界の明確化」に係るもの

<u>協定数</u>	<u>審査件数</u>	<u>備考</u>

③ 「森林所有者の探索」に係るもの

<u>協定数</u>	<u>審査件数</u>	<u>備考</u>

④ 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

<u>協定数</u>	<u>審査</u>	<u>協定者締結者数</u>	<u>審査件数</u>	<u>備考</u>

(2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

(注) 1 確認の時期は、「〇月末」等と記入する。

2 確認体制は、「職員〇班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。

3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

4 交付計画

(1) 「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(2) 「森林境界の明確化」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(3) 「森林所有者の探索」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(4) 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支払先	交付対象面積	交付額	備考
件			

(別表)

実施計画概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	

(注) 1 区分は「市町村推進事務」と記入する。

2 実施量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

別紙様式第6

年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書
- 2 同意書の写し（または同意を確認出来る書類）
- 3 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 4 森林情報の収集活動結果（現況調査等をしたもの）

6号様式(第4関係 別表第4「確認事務」)

令和 年度 森林整備地域活動支援対策交付金対象森林 標示票			
林小班または地番		実施日	令和 年 月 日
対 象 行 為			
現地確認日 令和 年 月 日			
			現地確認者
			現地立会者

別紙様式第7

年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

施業等の実施状況報告書の提出について（森林経営計画作成促進）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況報告書に基づく施業等の実施について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成促進」実施状況報告書
- 2 森林経営計画認定書の写し
- 3 経営委託による施業等の実績（森林整備事業補助金申請書の写し）
- 4 その他（現況調査資料等）

(注) 1 1及び2の計画内容の変更（未達成）及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。
2 1及び3の施業内容の変更（未達成）及び実施状況が、「対象行為の実施状況報告書」と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

7号様式(第4関係 別表第4「確認事務」)

第 号
令和 年 月 日

交付対象者（協定の代表者） 様

市 町 村 長

森林整備地域活動支援交付金現地調査及び現地確認事前通知書

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領第3の規定により、地域活動のうち「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の実施状況について、下記のとおり確認するので、通知します。
また、当該確認日には、森林整備地域活動支援交付金対象森林であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲示してください。
(なお、当該確認に際しては、立会方お願いします。)

(注) 括弧書きについては、対象行為の確認が市町村のみでは困難であると判断され、相手方の立会を必要とする場合に付してください。

記

1 現地確認の日時
令和 年 月 日 時

2 現地確認者

3 現地確認場所

区 分	林 小 班 又 は 地 番	備 考
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備		

(注) 「備考」欄は、当該対象行為を行った交付対象者の氏名を記入してください。

4 現地確認の方法

現地確認者が、現場に掲示された標示票により、協定の対象行為を確認し、現場において、対象行為の実施状況の報告に基づき報告された対象行為が実施されているかの確認を行います。なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存します。

「森林経営計画作成促進」実施状況報告書

1 実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

2 実施者名: ○○○○ (協定の代表者)

3 積算基礎森林面積

(1) 森林経営計画の合意形成が図られた森林一覧

ア 経営委託

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	森林経営計画の 策定予定時期	備考
計					

イ 共同計画等

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	森林経営計画の 策定予定時期	備考
計					

ウ 間伐促進

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	間伐予定時期	備考
計					

(2) 成果を提供する森林

森林の所在地	所有者名	面積	加算措置	備考
計				

- (注) 1 「成果を提供する森林」とは、実施要領別表第2のIの2の1の(2)の③のアの(ア)のbの(b)に規定されている森林。
- 2 「加算措置」とは、実施要領別表第2のIの2の1の(2)の③のアの(イ)のbに定める交付単価の加算を適用した森林面積。
- 3 「(2) 成果を提供する森林」の備考欄には、森林経営計画を作成することの合意が得られなかった理由について簡潔に記載すること。

4 実行経費内訳報告書

区分	金額(円)	備考
合計		

(注) 「区分」欄には実施要領別紙1に基づき記載してください。

5 対象森林等位置図

No.

	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>対象森林</td></tr> <tr><td>計画作成の合意形成が 図られた森林</td></tr> <tr><td>成果を提供する森林</td></tr> <tr><td>間伐を実施する森林</td></tr> <tr><td>不在村森林所有者に係る 合意形成が行われた森林</td></tr> </table>	対象森林	計画作成の合意形成が 図られた森林	成果を提供する森林	間伐を実施する森林	不在村森林所有者に係る 合意形成が行われた森林
対象森林						
計画作成の合意形成が 図られた森林						
成果を提供する森林						
間伐を実施する森林						
不在村森林所有者に係る 合意形成が行われた森林						

6 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

(注)1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。
 2 「対象行為の具体的内容」には、「情報の収集」、「森林所有者との打合せ」等を記載してください。

7 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

(注)写真整理帳は、必要に応じて適宜追加すること。

別紙様式第8

年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林境界の明確化）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林境界の明確化」実施状況報告書
- 2 同意書の写し（又は同意を確認できる書類）
- 3 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 4 測量成果（電子データ等）

8号様式(第4関係 別表第4「交付事務」)

交 付 金 支 払 調 書

1 交付金交付日

2 「森林経営計画作成促進」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
ha

(2) 交付額

交付金の交付を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記載してください。

3 「森林境界の明確化」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
ha

(2) 交付額

交付金の交付を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記載してください。

4 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

(1) 交付対象森林

積算基礎森林面積
ha

(2) 交付額

交付金の交付を受ける者	交 付 額	振 込 先	摘 要
	千円		

(注) 交付金の交付を受ける者が代表者又は代理受領者である場合は、「摘要」欄にその旨を記載してください。

「森林境界の明確化」実施状況報告書

1 実施期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

2 実施者名: ○○○○(協定の代表者)

3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積(ha)	加算措置			測量延長 (m)	備考
				精度 向上	リモ セン	不在村		
計								

(注)1 加算措置のうち「精度向上」とは実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のbに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「リモセン」とは実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のcに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは実施要領別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)のdに定める不在村森林所有者加算の交付単価を適用した森林面積。

2 「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」を記入してください。

4 実行経費内訳報告書

区 分	金額 (円)	備 考
合 計		

(注) 「区分」欄には別紙1のIの5の(1)に基づき記載すること。

5 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の 実施箇所	対象行為の 具体的内容	対象行為の 実施者	備考

(注)1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。

2 「対象行為の具体的内容」には、「境界の測量」、「精度向上による測量」、「リモセンによる測量」、「森林境界案の作成」等を記載してください。

6 対象行為実施箇所位置図

No.

--

(注) 対象行為の実施箇所を記入。実施箇所については、別途、成果を記した図面を添付する。

7 地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

--

(注) 写真整理帳は、必要に応じて適宜追加すること。

別紙様式第9

年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（森林所有者の探索）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林所有者の探索」実施状況報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し
- 3 探索で収集した資料の写し等

9号様式(第4関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県森林整備地域活動支援交付金推進事務事業実施計画書

高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領第4の規定により、別紙のとおり提出します。

「森林所有者の探索」実施状況報告書

1 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施者名：○○○○（協定の代表者）

3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積 (ha)	確認資料	確知の状況	備考
計						

- (注) 1 「所有者名」欄は確認後の氏名を記載してください。
 2 「確認資料」欄には、探索として収集した資料「戸籍」「住民票」「課税台帳」を記載してください。
 3 「確知の状況」欄には、確知した場合は「確知」、確知しなかった場合は「不明」と記載してください。

4 実行経費内訳報告書

区 分	金額 (円)	備 考
合 計		

(注) 「区分」欄には実施要領別紙1のIの5の(1)に基づき記載すること。

5 対象行為等実施状況

番 号	日 付	活動時間	対象行為の 実施箇所	対象行為の 具体的内容	対象行為の 実施者	備 考

- (注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。
 2 「対象行為の具体的内容」には、「DMによる確認」、「所在地へ訪問」等、活動内容を記載してください。

(別紙)

高知県森林整備地域活動支援交付金推進事務事業実施計画書
(市町村推進事務分)

1 森林整備地域活動支援交付金(推進事務事業)実施計画の概要
別表記載のとおり。

2 推進計画

地域説明会の開催計画

開 催 時 期	説 明 内 容	備 考

3 確認計画

(1)書類審査計画

ア「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

イ「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審 査 件 数	備 考

ウ「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審 査	協定者締結者数	審 査 件 数	備 考

(2)現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備 考

- (注) 1 確認の時期は、「○月末」等と記載してください。
 2 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記載してください。
 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記載してください。

4 交付計画

(1)「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

別紙様式第10

(新設)

年 月 日

市町村長 様

交付対象者（協定の代表者）

対象行為の実施状況報告書の提出について（条件整備）

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）別表2のIの2の1の規定に基づき、令和 年度の対象行為の実施状況について下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書
- 2 対象行為の委託等に係る契約書の写し

「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」実施状況報告書

1 実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施者名：〇〇〇〇（協定の代表者）

3 対象行為等実施状況

番号	日付	活動時間	対象行為の実施箇所	対象行為の具体的内容	対象行為の実施者	備考

(注) 1 「対象行為の実施箇所」には、地域活動を行った林小班名等を記載してください。
2 「対象行為の具体的内容」には、「簡易な側溝の設置」、「路盤補強」等を記載してください。

4 実行経費内訳報告書

区分	金額 (円)	備考
合計		

(注) 「区分」欄には実施要領別紙1のIの5の(1)に基づき記載すること。

5

対象森林等位置図

No.

対象森林
作業路網の改良活動 を行った箇所

6

地域活動状況写真整理帳

活動 番号	日付
活動内容	

(注) 写真整理帳は、必要に応じて適宜追加すること。